

改正

平成12年 3 月22日 条例第 7 号

平成24年 9 月21日 条例第21号

芦屋町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、芦屋町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芦屋町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて芦屋町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を統理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員
 - (3) 福岡県警察の警察官
 - (4) 町長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他町長において必要と認める者

- 6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、芦屋町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第7号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に防災会議の委員である者は、改正後の芦屋町防災会議条例（以下「新条例」という。）第3条第5項の規定により委嘱し、又は任命された防災会議の委員とみなす。
- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される防災会議の委員の任期は、新条例第3条第7項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月23日までとする。